

- ②製造所所在地等を表示したWebサイトのアドレス等
- ③当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等
また、業務用食品については、変更の対象となりません。

～～製造所固有記号については、平成28年4月1日からの施行となります。～～

☆アレルギー表示に係るルールの変更☆

- ①特定加工食品および拡大表記が廃止されます。
特定加工食品とは、表記として特定原材料または代替表記を含まないが、一般的に特定原材料を含むことが予測できると考えられてきたもので、卵を含むマヨネーズ小麦を含むマヨネーズ、小麦を含むパンなどがありますが、これらの食品についてもアレルギー表示が必要になります。

- ②原則として、それぞれの原材料や添加物の直後に括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示する個別表示になります。

【個別表示の表示例】

(原材料名 : ×××、ハム(卵・豚肉を含む)、△△△、乳化剤(大豆由来)、□□□)

- ③一括表示する場合は、一括表示を見ることで、その食品に含まれる全ての特定原材料等を把握でき、アレルギー表示の見落としの防止を図るため、特定原材料等そのものが原材料として表示されている場合や、代替表記等で表示されているものも含め、一括表示には当該食品に含まれる全ての特定原材料等を表示する必要があります。

【一括表示の表示例】

○○○(△△△△、ごま油)、□□、×××、醤油、マヨネーズ、たん白加水分解物、卵黄、食塩、◇◇◇、調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、◎◎◎(一部に小麦・卵・ごま・大豆を含む)

※醤油、マヨネーズ、たん白加水分解物、卵黄は、特定原材料等を含む食品
※ごま油、ゴマは、代替表記及び代替表記の拡大表記であるが、一括表示にも表示

☆加工食品の栄養成分表示の義務化☆

食品関連事業者に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品および添加物への栄養成分表示が義務付けられました。表示項目としては下記の3つ(①義務項目、②任意(推奨)項目、③任意(その他)項目)に分かれています

- ①【義務項目】エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)
- ②【任意(推奨)】飽和脂肪酸、食物繊維
- ③【任意(その他)】糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

なお、加工食品の栄養成分表示の義務化については、①おおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者、②業務用食品を販売する事業者、③食品関連事業者以外の販売者は、栄養成分の量を表示しなくともよいとされています。

栄養成分表示 1袋あたり

熱量	●●kcal
たんぱく質	△△g
脂質	◇◇g
炭水化物	□□g
食塩相当量	☆☆g

☆新たな機能性表示制度(機能性食品)の創設☆

特定の保険の目的が期待できる(健康の維持および増進に役立つ)という食品の機能性を表示することができる制度で、消費者庁長官に届け出た安全性や機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において表示を行うものです。

